

## 第6章 経済特別区

### 6.1 経済特別区制度のための法制度

経済振興区・地域の概念をカンボジアに導入する検討は1960年代に既に始まっていたが、2005年12月に経済特別区(経済特区)制度が初めてカンボジアへ導入されることになった。2005年12月29日付け「CDCの組織と機能に関する政令No.147(Sub-Decree No.147 on the Organization and Functioning of the CDC)」によってCDCの組織が改組され、経済特区制度を運用管理するためのカンボジア経済特別区委員会(Cambodian Special Economic Zone Board:CSEZB)」と称される新しい組織が誕生した。さらに同日付けで、経済特区制度の詳細を定めた「経済特別区の設置と運営に関する政令No.148(Sub-Decree No.148 on the Establishment and Management of the Special Economic Zone)(経済特区政令)」(政令条文は本書付属資料Vに掲載)が発布されている。さらに2008年になってCDCは「経済特区法」の草案を起草したとされており、現在政府部内でその成立に向け検討がなされているものと見られる。

### 6.2 経済特区の基本概念と条件

経済特区の基本概念と条件について、経済特区政令は次のように定めている(第2条及び3.1.1条)。

- 経済特区とは、全ての産業とそれに関連する活動を集積するための経済セクター開発を目的とする特別な地域であり、一般工業区(General Industrial Zones)及び/または輸出加工区(Export Processing Zone:EPZ)

を有する。各経済特区は生産地域(Production Area)を有し、自由商業地域(Free Trade Area)、サービス地域(Service Area)、住居地域(Residential Area)及び観光地域(Tourist Area)が設置されることもある。

- 明確な位置と地理的な境界を有する50ヘクタール以上の土地を有すること
- 「輸出加工区」、「自由商業地域」及び特区内の各工場をフェンスで囲うこと
- 管理事務所、特区管理事務所を設置し、必要な全てのインフラが供給されること
- 下水施設、排水処理施設、固形廃棄物の貯蔵・管理所、環境保護施設、その他必要と考えられる関連インフラが備わっていること

### 6.3 経済特区開発の申請手続き

経済特区は政府、民間業者、またはそれらの合弁企業のいずれによっても開発することができる(経済特区政令第3.1.2条)。

特区開発業者は以下の資格が必要とされ、また義務を負う(経済特区政令第4.4条)。

- 特区内においてインフラを開発するための十分な資金と手段を有し、特区を運営する人材を有していること
- 経済特区設立のための土地を所有する合法的権利を有すること
- 特区内においてインフラを建設すること
- 特区内に立地する投資家に土地を賃貸し、サービ

表6-3-1 経済特区開発申請のプロセス

項目	内容
1. 経済特区開発の申請	特区開発業者はカンボジア経済特区委員会に、経済特区開発許可願いを提出し、同時にQIPの申請を行なう(申請料:700万リエル)。
2. 申請の審査	カンボジア経済特区委員会は28労働日以内に、申請を認可するか否かを開発業者に伝える。認可される場合においては条件付登録証明書が発行される。
3. 事業化調査	特区開発業者は、180労働日以内に詳細な経済事業化調査・インフラ基本計画を実施・作成し、条件付登録証明書に記載されたその他の証明文書等を作成する。
4. 最終登録証明書	上記プロジェクト資料の受領後100労働日以内に、カンボジア経済特区委員会は政府から必要な許認可を取り付け、最終登録証明書を発行する。
5. 経済特区設立の宣言	カンボジア経済特区委員会による最終登録証明書の発行に伴い、経済特区の設立とその境界線を規定する政令が公布される。
6. 許可の取消し	特区開発業者が最終登録証明書を取得してから365労働日以内に、開発プロジェクトの総投資額の少なくとも30%の投資を実行に移さない場合には、カンボジア経済特区委員会は、最終登録証明書により付与された特区開発認可と優遇措置を取消す権利を有する。

スを提供すること

- 治安担当者を準備し、常に公共の秩序を維持すること、等

経済特区開発申請のプロセスの概要は表6-3-1に示す通りである(経済特区政令第3.2条)。

## 6.4 経済特区の運営組織

CDC管轄下にある「カンボジア経済特区委員会」は、経済特区の開発・管理・運営指導を担当する「ワン・ストップ・サービス」機関であり、「経済特区管理事務所(The SEZ Administration)」は、カンボジア経済特区委員会によって国家行政機構として経済特区内に常設される「ワン・ストップ・サービス」機構である(経済特区政令第2条、第4.2及び4.3条)。

CDCに置かれる「経済特区トラブル解決委員会(Special Economic Zones Trouble Shooting Committee:SEZ TSC)」は経済特区で起きる技術的・法的な全ての問題や、複数の省庁にまたがり、かつカンボジア経済特区委員会と経済特区管理事務所の権限を越える全ての事項につき、早急な解決をはかる責務を負っている。また経済特区トラブル解決委員会は特区開発業者または特区内に立地する投資企業からの苦情を受け付け、解決策を見つける責務も負っている。同委員会の構成は下記の通りである。(経済特区政令第4.1条)。

- |                      |      |
|----------------------|------|
| 1) カンボジア開発評議会(CDC)議長 | 議長   |
| 2) 閣僚評議会大臣           | メンバー |
| 3) 経済財務大臣            | メンバー |
| 4) 商業大臣              | メンバー |
| 5) 国土管理・都市化・建設大臣     | メンバー |
| 6) 環境大臣              | メンバー |
| 7) 鉱工業・エネルギー大臣       | メンバー |
| 8) 公共事業運輸大臣          | メンバー |
| 9) 労働職業訓練大臣          | メンバー |
| 10) カンボジア開発評議会事務局長   | メンバー |
| 11) カンボジア経済特区委員会事務局長 | 秘書   |

## 6.5 経済特区における投資プロジェクトの登録手続き

特区内において、法と政令により許可された生産またはサービス業務を開始する者は、定められた手続きに則り必要書類を取り揃え、投資計画登録のために、業務時間内に経済特区内の経済特区管理事務所に提出しなければならない。経済特区管理事務所は、法的・行政的・技術的側面に基づき投資計画を登録するかどうか、また最

終登録証明書を発行するかどうかを決定する。この過程においては、改正投資法及び改正投資法施行のための政令に定められた手続きを遵守しなければならない。

特区への投資家に対する優遇措置は、特区内の経済特区管理事務所が「ワンストップ・メカニズム」を通じて、関連する法令に基づき決定する。

特区内投資家が投資を実施する上で提出される様々な要求に関し、経済特区管理事務所は特区内投資家のために、政府各部門との問題解決を支援する役割を担っている(経済特区政令第3.3条)。

## 6.6 優遇措置(経済特区政令第4章)

経済特区政令は、カンボジア経済特区委員会が、全ての経済特区に対する優遇措置を検討して供与すると定めており、また全ての優遇措置は最終登録証明書に明記されることとなっている。

2003年の改正投資法第14.9条が定めるように、指定された特別奨励区(Special Promotion Zone:SPZ)または輸出加工区(Export Processing Zone:EPZ)に立地するQIPは、改正投資法に規定される、他のQIPに対するのと同様の優遇措置及び特典を付与されることになっている。特区開発業者や特区内投資家に付与される優遇措置は表6-6-1に記載されている通りである。

## 6.7 その他の規則

### 「輸出加工区(Export Processing Zone:EPZ)」に関する規則

輸出加工区では次のような特別規則が適用となる(経済特区政令第5章)。

- カンボジア経済特区委員会が定める特別の出入り口を設けること
- 経済特区管理事務所の許可を受けた守衛その他の者を除き、通常の作業時間後に区域内に立ち入らないこと
- 区域内への輸出入貨物及び許可を受けた者の通常の立ち入り時間は、特区開発業者と経済特区管理事務所間の合議に従って作成される経済特区管理事務所の内部規則によって定める。
- 輸出加工区への貨物の輸入・輸出は、カンボジアとの輸出入と見做され、貨物の所有者は輸出入に先立ち、輸出加工区内の所管部門で定められた手続きを行わなければならない。
- 上記の所管部門は簡素で透明性のある書式を準備し、貨物管理において困難をきたさないようにしなければならない。

表6-6-1 経済特区における優遇措置

受益者	優遇措置
特区開発業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 法人税の免税期間は、改正投資法の第14.1条により最長9年間とする。</li> <li>- 特区におけるインフラ建設のために輸入される設備や建設資材は輸入税とその他の税を免除される。</li> <li>- 特区開発業者は土地法に従い、国境付近ないしは遠隔地において、経済特区設立のために、政府から土地のコンセッションを受け、それを特区への投資家に対し転貸することが出来る。</li> </ul>
特区内投資家	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 関税その他の税に関し、他のQIPと同様の優遇措置の対象となる。</li> <li>- 付加価値税を0%とする優遇措置対象の特区内投資家については、生産投入財輸入時において免除される付加価値税の額が記録され、製品として輸出された時に記録が消去される。製品を国内に出荷した場合には、記録に従い、その量に応じた付加価値税を支払うことを要する。</li> </ul>
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 特区開発業者、特区内投資家または外国人従業員は、特区における全ての投資収益や特区内で受領する給与を国外の銀行へ送金できる権利を有する。</li> <li>- 外国人としての非差別的取り扱い、非国有化、自由価格の保証が与えられる。</li> </ul>

- 輸出入の前に、貨物は税関職員により適正に封印されるものとする。
- 輸出加工区では、公共または社会に資するものであっても、小売業は認めない。
- 特区内投資家は輸出加工区で製造された製品の所有者であっても、経済特区管理事務所の許可を得ないでそれら製品を使用することはできない。

#### 外国人雇用

総従業員の10%まで外国人管理者、技術者または専門家を雇用することができる(経済特区政令第11条)。

#### 職業訓練

特区開発業者は労働・職業訓練省と協力し、カンボジア人作業員及び職員の訓練を促進し、新規の知識や技能を向上させる義務を負う(経済特区政令第12条)。

#### 経済特区に対する追加的投資優遇措置

- (a) 経済特区内投資家に対する輸入物資に関するVAT課税停止措置(2010年3月2日付け首相宛経済財務省発書簡No. 2128 SHVIに対する首相覚書) 2010年12月31日までの時限措置として導入されていた下記輸入物資に対するVAT課税自動停止措置の無期限延長。但し、本優遇措置は特区内における不動産開発事業には不適用。
- 輸出志向QIP: 特区内投資家が輸入する建設資材及び生産設備、原材料
  - 国内市場向QIP: 特区内投資家が輸入する建設資材及び生産設備
  - 特区内で生産された後、同一特区内の他のQIPで使用される生産投入材
- (b) 経済特区に対する特別通関手続きの適用(2008年9月11日付け経済財務省省令 No. 734)
- 1) 国境から20km以内に立地する経済特区の場合
    - 輸入: 国境の検問所では貨物内容のコピーの提示のみで、輸入申告書の提出は不要。税関によるコンテナの封印も不要。貨物は「シームレス・ルート」を通り輸送され、経済特区入り口で税関簡易申告書を提出。税関職員が事前に輸送担当者、輸送車両、関連書類の確認をしていた場合、貨物の投資家工場への直送を許可。輸入者は税関職員の立会無しで輸入貨物の使用を開始できる。
    - 輸出: 通関手続きを経済特区内で行い、異常がない場合、関連輸出書類と共に貨物を直ちに国境へ輸送。国境の検問所では税関輸出書類を税関職員に提出し確認を受け、異常がない場合、輸出を許可。
  - 2) 国境から20km以上離れた立地の経済特区の場合
    - 輸入: 通常の国内通過手続きを適用。コンテナは税関職員により封印される必要がある。
    - 輸出: 通関手続きを経済特区内で行い、コンテナを封印のうえ国境へ輸送。